

議案第 29 号

前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の改正について

令和 2 年 3 月 3 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（平成 16 年前橋市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

別表の 2 の項を次のように改める。

2 前橋市大渡体育館

区分		使用料				
		9 時～ 12 時	12 時～ 15 時	15 時～ 18 時	18 時～ 21 時	時 間 外 (1 時間 当たり)
占有利用	全面	3,270円	3,270円	3,270円	3,270円	1,090円
	半面	1,630円	1,630円	1,630円	1,630円	540円
	照明	全面	30分当たり 150円			
	設備	半面	30分当たり 70円			
個人利用	一般	310円	310円	310円	310円	—
	中学生以下	100円	100円	100円	100円	—

附 則

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。
- 2 改正後の別表の 2 の項の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用する。